

社会福祉法人釧路市社会福祉協議会

業務執行理事職務権限及び会長専決規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釧路市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第20条第4項に規定する、業務執行理事(常務理事)の職務の権限と分担執行する事項及び定款第26条に規定する、会長が専決する事項について定める。

(業務執行理事(常務理事)の職務権限事項)

第2条 業務執行理事(常務理事)は、本会の代表権を有しなく対外的な業務を執行する権限はないが、本会の業務を執行するものとして、職務の権限につき、本会事務処理規程等に定めるもののほか、別表1のとおりとする。

(会長の専決事項)

第3条 会長が専決することができる事項は、別表2のとおりとする。

(会長の専決の報告)

第4条 前条の規定のほか、専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められるものについては、速やかに文書または口頭により理事会に報告しなければならない。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 (平成29年 1月16日 規程第14号)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則(平成29年10月23日 規程第1号)

この規程は、平成29年10月23日から施行する。

別表1 業務執行理事(常務理事)の職務の権限

1	会長と同様毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること
2	会長の専決事項を除く本会の経常的業務について分担執行すること

別表2 会長の専決事項

1	「事務局長等の任免その他の重要な人事」を除く職員の任免に関する事
2	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
3	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他のやむ

	を得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
4	設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
5	建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの ア．日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入 イ．施設設備の保守管理、物品の修理 ウ．緊急を要する物品の購入等
6	基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
7	損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
8	予算上の予備費の支出
9	利用者の日常の処遇に関すること
10	寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。